

# 日本学術振興会

## 二国間交流事業

### 共同研究・セミナー

#### 平成 31 年度(2019 年度)分募集要項

平成 30 年 6 月

独立行政法人日本学術振興会

## 1. 趣 旨

本事業は、個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームの持続的ネットワーク形成を目指しており、我が国の大学等の優れた研究者(若手研究者を含みます。)が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援するものです。

事業形態は、A 日本学術振興会と海外の学術振興機関(対応機関)との学術の国際協力に関する合意に基づいて行うもの(「対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー」と、B 我が国と国交のある全ての国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱います。)を対象として行うもの(「オープンパートナーシップ共同研究・セミナー」と)の二つがあります。

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム(以下、「電子申請システム」といいます。)」により申請を受け付けます。詳細は「6. 申請手続」を参照してください。

## 2. 今回募集する相手国・対応機関

注意(A、B 共通)：

- ① 申請は申請者一人当たり、一か国につき共同研究又はセミナーいずれか一件限りとします。同一国への複数の申請はできません。
- ② 以下「A 対応機関枠」の対象国も、「B オープンパートナーシップ枠」の対象国に含まれますが、当該国との交流を希望する場合は「A 対応機関枠」での申請を奨励します。
- ③ 本募集による共同研究・セミナーの開始日において既に二国間交流事業共同研究を実施中の研究代表者は、同一国との共同研究・セミナーには申請できません。

A 対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー(以下、「A 対応機関枠」)		対応機関別申請要件ページ
アフリカ	エジプト科学研究省(MOSR)/エジプト科学技術開発基金(STDF) ケニア国家科学技術イノベーション委員会(NACOSTI) 南アフリカ共和国国立研究財団(NRF) チュニジア高等教育・科学研究省(MHESR)	p.12 p.13 p.13 p.14
アジア・中東	中国科学院(CAS) 中国社会科学院(CASS) 中国教育部(MOE) 中国国家自然科学基金委員会(NSFC) インド科学技術庁(DST) インド歴史学研究協議会(ICHR)	p.15 p.16 p.17 p.17 p.18 p.19

	インド社会科学研究協議会(ICSSR) インドネシア研究技術高等教育省科学技術高等教育資源総局(DG-RSTHE) インドネシア科学院(LIPI) イスラエル科学財団(ISF) フィリピン科学技術省(DOST) 韓国研究財団(NRF) 国立シンガポール大学(NUS) タイ学術研究会議(NRCT) トルコ科学技術研究機構(TUBITAK) ベトナム科学技術アカデミー(VAST)	p.20 p.20 p.21 p.22 p.22 p.23 p.24 p.24 p.25 p.26
南米	ブラジル高等教育支援・評価機関(CAPES)	p.26
オセアニア	ニュージーランドビジネス・イノベーション・雇用省(MBIE)/王立学士院(RSNZ)	p.27
ヨーロッパ	オーストリア科学財団(FWF) ベルギー学術研究財団(ワロニー)(F.R.S.-FNRS) ベルギー学術研究財団(フランダース)(FWO) チェコ科学アカデミー(CAS) フィンランドアカデミー(AF) フランス国立科学研究センター(CNRS) フランス国立情報学自動制御研究所(Inria) フランス国立保健医学研究所(Inserm) フランスヨーロッパ・外務省(MEAE-MESRI) ドイツ学術交流会(DAAD) ドイツ研究振興協会(DFG) ハンガリー科学アカデミー(HAS) リトアニア研究評議会(RCL) オランダ科学研究機構(NWO) ポーランド科学アカデミー(PAN) ロシア基礎科学財団(RFBR) スロベニア教育科学スポーツ省(MESS) スウェーデン研究・高等教育国際協力財団(STINT) 英国王立協会(The Royal Society)	p.28 p.29 p.29 p.30 p.31 p.31 p.32 p.33 p.33 p.34 p.35 p.35 p.36 p.37 p.38 p.39 p.40 p.40 p.41
注意	<p>① <b>相手国研究者から相手国対応機関に申請がない場合、我が国での申請は無効となります</b>のでご注意ください。対応機関での申請受付期間や提出書類の詳細については、相手国研究者から相手国対応機関にお問い合わせください。</p> <p>② 対応機関によっては募集分野が限定されていますのでご注意ください。詳細(対応機関・事業内容・採用予定件数・分野等)は「15. 国別の注意事項」をご参照ください。</p>	

<b>B オープンパートナーシップ共同研究・セミナー(以下、「B オープンパートナーシップ枠」)</b>	
対象国	我が国と国交のある全ての国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う。)を対象とした二国間交流事業(共同研究・セミナー)
注意	<p>① <b>相手国研究者が相手国対応機関の「A 対応機関枠」に申請している場合、相手国での申請は無効となります。</b></p> <p>② 「B オープンパートナーシップ枠」での申請は、各年度一件限りとします。相手国・地域は我が国と国交のある全ての国から一か国のみを選択してください。</p>

### 3. 申請資格

申請時において、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関(※)に所属し、原則として常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者であること(常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります)。

ただし、所属機関において、研究環境(研究室・設備・人員)の整備等を含め、責任を持って本事業を遂行できると判断する場合には、常勤でない研究者(科学研究費助成事業の応募資格は必要)でも可能です。

なお、共同研究・セミナー代表者は、共同研究・セミナー開催計画の遂行に関して、全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。したがって一旦提出した申請について、特にやむを得ない理由のある場合を除き、代表者の変更は認められません。

※科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

### 4. 要件

対象となる共同研究・セミナーは、次の要件を満たしている必要があります。ただし、相手国・対応機関により個別の要件がありますので、「15. 国別の注意事項」で確認してください。

事業内容 要件	共同研究	セミナー
我が国の参加者	我が国の大学等学術研究機関(原則、3. の1)～4)の機関に限る)において研究に従事している者(科学研究費助成事業への応募資格を有する技術職員、当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポスドクならびに大学院博士課程・修士課程在籍者、日本に在住する名誉教授を含む)	
相手国代表者	「A 対応機関枠」:当該国の対応機関が所管又は対象としている学術研究機関に所属する研究者 「B オープンパートナーシップ枠」:交流対象国に所在する学術研究機関に所属する研究者	
相手国代表者の申請書提出	「A 対応機関枠」:必須。「15. 国別の注意事項」参照。 「B オープンパートナーシップ枠」:不要。ただし、本会は相手国研究者に係る経費を負担しないため、相手国研究者が自らの交流経費を相手国の学術振興機関等から得ることを奨励します(必須ではありません)。なお、当該経費の有無は審査にあたっての判断の一要素となる可能性があります。	
参加者	我が国と相手国の研究者のチームによって実施される者(第三国からの参加は認めない)	我が国と相手国の研究者が参加するセミナーであること。第三国からの研究者を含めることができるが、経費は支給しない。
期間	「15. 国別の注意事項」参照	
その他	原則として、第三国への出張は認めない(国際会議での当事業の共同研究成果の発表又はフィールドワーク等の場合を除く)。	我が国か相手国のいずれかで開催されること

## 5. 本会支給経費(「15. 国別の注意事項」参照)

課題の実施に要する業務については、共同研究・セミナー代表者の所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行います(前渡資金による管理を認めません)。経費執行に関しては、本会の定める「独立行政法人日本学術振興会が行う業務委託契約の基準」に従ってください。

本会は、次の経費(特に注意書きがない場合は、我が国の研究者に係る経費)を支給します。国・対応機関毎の注意事項(特に以下の《 》内の経費の相手国との支給分担)は「15. 国別の注意事項」を、また、一般的な経費取り扱いの詳細は別紙1「二国間交流事業:共同研究・セミナー 経費の取り扱いについて」を参照してください。

① 共同研究	
外国旅費	共同研究目的地(原則として相手国)までの航空運賃、《滞在費等》
国内旅費	我が国の研究者の共同研究の実施及び成果発表のための国内出張に係る経費 《相手国研究者に係る経費》
その他交流経費	消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、会議費(日本開催のみ)、雑役務費など
注意事項	旅費(外国旅費・国内旅費の合計)が各年度経費総額の50%以上であること。

② セミナー	
②-1. 日本開催セミナー	
国内旅費	本会合、準備会(2回以内)、整理会(1回以内)に係る旅費 《相手国研究者の日本滞在に係る経費》
開催経費	消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、準備会・本会合及び整理会のための会議費、雑役務費、レセプション経費、エクスカージョン経費

② セミナー	
②-2. 相手国開催セミナー	
外国旅費	セミナー開催地までの航空運賃、《滞在費等》
以下、日本国内で要する経費	
国内旅費	準備会、整理会(各1回以内)に係る旅費
開催経費	消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、準備会及び整理会のための会議費、雑役務費など
注意事項	相手国開催セミナーに係る開催経費は相手国の負担とし、本会は負担しません。

## 6. 申請手続

### ① 電子申請システム

申請は、ウェブサイト上の電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ([http://www.shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top\\_kokusai.html](http://www.shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html))を参照してください。

なお、現在の所属機関においてすでに国際交流事業の申請者用IDを取得している場合、再度ID・パスワードを取得する必要はありません。

また、所属機関が変わった場合には、新しい所属機関において改めて国際交流事業用のID・パスワードを取得してください。

## ② 申請受付期間

平成 30 年 8 月 22 日(水)～9 月 5 日(水)

(申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。)

※本会は上記締切日を過ぎた申請書は、いかなる理由があっても一切受け付けません。

なお、8 月 25 日(土)0 時 00 分～8 月 26 日(日)8 時 00 分は電子申請システムをご利用いただけません。あらかじめご了承ください。

システム停止期間に際しては、以下の点にご留意ください。

- ・停止時間をまたいで画面上で入力したデータの保存はできません。
- ・停止前に保存された入力データは、停止期間後もそのまま引き継がれます。

## 7. 申請に際しての留意事項

- ① **「A 対応機関枠」への申請にあたっては、相手国の共同研究・セミナー代表者は本会の相手国対応機関への申請が必要となります。**相手国共同研究・セミナー代表者は、「15. 国別の注意事項」に記載の対応機関の本事業担当者手続きを確認の上、申請するようにしてください。
- ② 本会の国際交流事業では、既に研究代表者等(研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。)として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については別紙 2「国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。  
この重複制限の定めは、他の事業において研究代表者等になっている者の本事業への申請もしくは本事業の申請段階において他の事業への申請を制限するものではありませんが、採択後、他の事業で採用されたことを理由とする研究代表者等の変更を認めませんので、ご注意ください。また、一旦提出した申請について、提出から採択決定までの間に研究代表者等の変更を行うことは認めません。
- ③ 本会で実施している「海外特別研究員」事業に関して、本二国間交流事業の申請段階において海外特別研究員への申請を制限するものではありませんが、両事業から採用(内定)通知を受けた場合、海外特別研究員には研究専念義務が課せられるため、どちらかの事業を選択していただくこととなりますので、両事業に申請を行う研究代表者等(参加者を含む)はご注意ください。
- ④ 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去 5 年間に本会国際交流事業を実施したことがある共同研究・セミナー代表者は、その事業の成果(見込み)と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

## 8. 審査基準

8-1. 審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- ① 新しい知識又は概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値が高いこと。【学術的価値】
- ② その国と学術交流を実施しなければならない必要性が明らかであり、共同研究又はセミナー開催を通して、両国の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、両国の研究者が協力して学術交流することの意義が明らかであること。【相手国との交流の意義】
- ③ 社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資するなど社会的貢献が見込まれること。【社会的貢献】

- ④ 博士号取得前後の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】
- ⑤ 申請者と相手国研究者との事前交渉が明確に行われており、研究計画が具体的かつ実現可能と判断され、なおかつ将来的な発展の可能性が高いと認められること。【実現可能性及び将来発展可能性】

8-2. 審査にあたっては、上記8-1. の観点に加え以下の諸点も考慮します。

- ① 研究の発展に資する人的交流が期間中に行われること(共同研究については、旅費(外国旅費・国内旅費の合計)が各年度経費総額の 50%以上となるようにしてください)。
- ② 経費の額と用途が適切であること。
- ③ セミナー開催においては、開催地が妥当であること。
- ④ (「B オープンパートナーシップ枠」のみ)採用課題となる交流相手側が、特定の国・地域になるべくかたよらないこと。なお、「A 対応機関枠」の対象国であるかどうかも判断の一要素とする。

## 9. 選考及び結果の通知

- ① 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査(インド科学技術庁(DST)との事業については日印合同科学評議会)を行います。本事業では1件の申請について、3人の書面審査員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「二国間交流事業」ウェブサイト上の「審査方法」の項目を確認してください。

【二国間交流事業ウェブサイト審査方法 URL】 [http://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei\\_shinsa.html](http://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei_shinsa.html)

- ② 本会での審査結果に基づき、以下のとおり通知します。

A 対応機関枠: 本会採用候補課題を決定した後、対応機関との協議の上、採用・不採用を決定し、その結果を平成 31 年 2 月以降、順次所属機関長に通知します。

B オープンパートナーシップ枠: 本会にて採用課題を決定した後、その結果を平成 31 年 1 月頃までに所属機関長に通知します。

- ③ 不採用となった課題については、おおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請者に通知します。なお、採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。
  - ・不採用 A(不採用の中で上位)
  - ・不採用 B(不採用の中で中位)
  - ・不採用 C(不採用の中で下位)

## 10. 採用決定後の手続

共同研究・セミナー代表者は、年度ごとに実施計画書を所定の期日までに提出します。本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します(実施計画書の内容に基づく査定、及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります)。

## 11. 共同研究・セミナー代表者の所属機関及び本人の義務

- ① 共同研究・セミナー代表者の所属機関は、本会与業務委託契約を締結し、事務局において経費の管理及び執行を行うこと。
- ② 共同研究・セミナー代表者は、本会所定の用紙により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- ③ 共同研究・セミナーの研究成果を学会誌等に発表する場合は、本事業による支援であることを明記すること。

## 12. 不正使用等に対する措置、不正行為(特定不正行為を含む)への対応等、研究倫理教育教材の履修義務、個人情報等の取扱い等について

### (1) 不正使用等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)、全ての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載等が認められた場合には、採択決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

研究資金の適正な使用等については、別紙 3 (「研究資金の適正な使用等について」([http://www.jsps.go.jp/j-kokusai/data/comp\\_funds.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-kokusai/data/comp_funds.pdf)))をご参照ください。

### (2) 研究活動における不正行為への対応

#### ①「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」※1(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

#### ②「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、受託機関は、「『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という)を提出することが必要です(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません)。

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、事業開始(契約締結日)までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 30 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイト をご覧ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※注意: なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分

にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp>

③「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(ア) 研究活動における不正行為が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 交付の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業における資金の交付の制限措置を講じます。

また、交付の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。



特定不正行為に係る交付制限の対象者		特定不正行為の程度	交付しない期間(不正 が認定された年度の翌 年度から※2)	
特定不正 行為に関 与した者	1. 研究の当初から特定不正行 為を行うことを意図していた場 合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正 行為があっ た研究に係 る論文等の 著者	当該論文等の責 任を負う著者(監 修責任者、代表 執筆者又はこれ らのものと同等 の責任を負うと認定 された者)	当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が大 きく、又は行為の悪質性 が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が小 さく、又は行為の悪質性 が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行 為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定 不正行為があった研究に係る論文等の責任 者としての注意義務を怠ったこと等により、当 該論文等の内容について一定の責任を負う 著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの 者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が大 きく、又は行為の悪質性 が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が小 さく、又は行為の悪質性 が低いと判断されるもの	1～2年	

※2 特定不正行為等が認定された当該年度についても、交付を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置  
本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人  
及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他  
府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が  
行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(イ) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。  
また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

(3) 研究倫理教育教材の履修義務

本事業への研究課題(セミナー課題は除く)に参加する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、共同研究開始日までに自ら研究倫理教育に関する教材(『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、ARPIN e-ラーニングプログラム

(CITI Japan)等)の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることが必要です。

申請した課題が採択された後、研究代表者の所属機関には、本事業に参加する日本側研究者に対して、研究倫理教育を受講等させ、それを確認した旨の文書を提出していただきます。

#### (4) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)します。

なお、採択された共同研究・セミナーについては、代表者及び参加者の氏名、職名、所属機関名、所属部署名、相手国代表者及び参加者の氏名、職名、所属機関名、所属部署名、研究課題・セミナー名、予算額、実施期間、年度実施計画及び報告書等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

### 13. その他

- ① 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- ② 本会は、共同研究期間中又はセミナー開催に係る派遣中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。
- ③ 共同研究・セミナーの研究成果の権利の帰属については、両国の共同研究・セミナー代表者が、我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。代表者の所属機関は知的財産権の帰属について、あらかじめ規定等により定めておくようになしてください。
- ④ 本会は、共同研究・セミナーの実施にあたり、ビザ等の申請や宿泊先の手配について一切関わらないのでご留意ください。
- ⑤ 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について  
日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。  
なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。  
○日本学術振興会(実施方針)  
【URL】[http://www.jsps.go.jp/data/Open\\_access.pdf](http://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf)

#### 【参考1:「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

#### 【参考2:オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間(エンバゴ)(※1)後(例えば6ヶ月後)、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ(※2)又は研究者が開設するウェブサイト等に最終原稿を公開(セルフアーカイブ)(※3)することにより、当該論文をオープンアクセスとする場合
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するウェブサイト等に論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料(APC: Article Processing Charge)を負担することにより、直ちに当該論文をオープン

アクセスとする場合)

※1「エンバーゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム(リポジトリ)などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外(研究者や所属研究機関)が、ウェブサイト(一般的には、機関リポジトリ)に登録すること。

⑥ 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap(旧称 Read&Researchmap <https://researchmap.jp/>)は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

## 14. 連絡先等

### 事業内容や募集要項についての問い合わせ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人 日本学術振興会国際事業部研究協力第二課

(受付時間:土曜日、日曜日、祝祭日を除く月～金 9:30～17:30)

二国間交流第一係「南米・オセアニア・ヨーロッパ諸国との共同研究・セミナー」担当

電話:03-3263-1932、1983、1763

二国間交流第二係「アジア・アフリカ諸国との共同研究・セミナー」担当

電話:03-3263-1755、2367、1860

戦略交流係「オープンパートナーシップ共同研究・セミナー」担当

(オープンパートナーシップで申請するすべての国と地域)

電話:03-3263-1839、1864、1694

URL:<http://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/jrss.html>

FAX:03-3234-3700(共通)

Email: [nikokukan@jsps.go.jp](mailto:nikokukan@jsps.go.jp)(共通)

### 電子申請システムの操作に関する問い合わせ

(操作以外に関するお問合せは受け付けることができませんので、①までお問合せください。)

コールセンター フリーダイヤル:0120-556739

(受付時間:土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く月～金 9:30～17:30)

## 15. 国別の注意事項

- (「A 対応機関枠のみ」)相手国研究者から相手国対応機関に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。対応機関での申請受付期間や提出書類の詳細については、相手国研究者から相手国対応機関へ問い合わせてください。
- 実際の採用件数は、本会の審査結果、本会と対応機関の協議結果や予算状況等により、採用予定件数と異なることがあります。予めご了承ください。
- 日本側経費:日本の研究者に係る経費  
相手国側経費:相手国研究者(来日研究者)に係る経費。下記表中のハイフン(-)は、本会からの支給経費の対象外であることを意味します。

### A 対応機関枠

【エジプト科学研究省(MOSR)/エジプト科学技術開発基金(STDF)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。セミナー開催経費は開催国が負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給 経費総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研 究者に係 る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	2件	1年以上2年以内 (平成31年6月1日から 平成31年12月31日ま での間に開始されること)	各年度 250万円 以内。か つ、全研 究期間で 総額500 万円以内。	外国旅費 (航空運賃、 日当、宿泊 料)、国内旅 費、保険料	その他交流経費	—	下記備 考欄③ 参照
日本開催 セミナー	2件	1週間以内 (平成31年6月1日から 平成32年3月31日ま でに開催されること)	経費総額 は150万 円以内。	国内旅費	開催経費	—	人文学、社 会科学 から自 然科学 までの 分野
エジプト開 催セミナー			経費総額 は150万 円以内。	外国旅費 (航空運賃、 日当、宿泊 料)、国内旅 費、保険料	日本国内におけ る準備会、整理会 等に係る開催経 費	—	

- ① 対応するエジプトの研究者も、STDF に申請書を提出することが必要であり、それが無い場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ② MOSR-STDF での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、エジプトの研究者から下記連絡先へ照会してください。
- ③ 共同研究において MOSR-STDF が定める対象分野は、Water, Energy, Food/ Agriculture, Health, ICT です。

<STDF 担当部局の連絡先等>

エジプト科学技術開発基金

Science and Technology Development Fund: STDF

Tel: +20 (0)2 2792 4519 / Fax: +20 (0)2 2792 5080

E-mail: engy@stdf.org.eg

**【ケニア国家科学技術イノベーション委員会(NACOSTI)】**覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。セミナー開催経費は開催国が負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	1件	1年以上2年以内 (平成31年4月1 日から平成31年 12月31日までの 間に開始されること)	各年度250万円以内。かつ、 総額は採用期間が1年間の場 合は250万円以内、2年間の場 合は500万円以内。	外国旅費(航空運賃、日 当、宿泊料)、国内旅 費、保険料	その他交流 経費	—	人文学、 社会科学から自然 科学まです べての 分野
日本開催 セミナー	1件	1週間以内 (平成31年4月1 日から平成32年3 月31日までの間 に開催されること)	経費総額は150 万円以内。	国内旅費	開催経費	—	
ケニア開 催セミナ ー				外国旅費(航空運賃、日 当、宿泊料)、国内旅 費、保険料	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—	

- ① 対応するケニアの研究者も、NACOSTI に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ② NACOSTI での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、ケニアの研究者から下記連絡先へ照会してください。

<NACOSTI 担当部局の連絡先等>

ケニア国家科学技術イノベーション委員会

National Commission for Science, Technology and Innovation : NACOSTI

ST&I Grant Coordinator

Tel: +254 (0)20 310571/2241349/2213471 / Fax: +254 (0)20 2213215

E-mail: dg@nacosti.go.ke / research@nacosti.go.ke

**【南アフリカ共和国国立研究財団(NRF)】**覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	4件	1年以上2年以内 (平成31年4月1 日から平成31年 12月31日までの 間に開始されること)	各年度250万円以内。かつ、 総額は採用期間が1年間の場 合は250万円以内、2年間の場 合は500万円以内。	外国旅費(航空運賃)、国 内旅費、保 険料	その他交流 経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費	人文学、 社会科学から自然 科学まです べての 分野

- ① 対応する南アフリカ共和国の研究者も、NRF へ平成30年9月5日までに申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ② NRF での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、南アフリカ共和国の研究者から下記連絡先へ照会してください。

< NRF 担当部局の連絡先等 >

国立研究財団  
National Research Foundation: NRF  
Overseas Cooperation  
Ms. Nombuso Madonda  
Tel: +27 (0)12 481 4285  
E-mail: nombuso.madonda@nrf.ac.za

**【チュニジア高等教育・科学研究省(MHESR)】**覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費・開催経費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
日本開催 セミナー	1 件	1 週間以内 (平成 31 年 6 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間 に開催されること)	経費総額は 250 万円以内。	国内旅費	開催経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費	人文学、 社会科学から自 然科学まですべ ての分 野
チュニジア 開催セミ ナー			経費総額は 250 万円以内。	外国旅費(航 空運賃)、国 内旅費、保険 料	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—	

- ① 対応するチュニジアの研究者も、MHESR に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ② MHESR での申請資格の可否、申請受付期間及び提出書類等の詳細については、チュニジアの研究者から下記連絡先へ照会してください。

< MHESR 担当部局の連絡先等 >

チュニジア高等教育・科学研究省  
Ministry of Higher Education and Scientific Research: MHESR  
General Directorate of Valorization of Research  
Ms. Samia Charfi  
Tel: +216 (0)71 833 450/ Fax: +216 (0)71 833 378  
Email: samia.charfikaddour@fst.utm.tn

【中国科学院(CAS)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費・開催経費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	3 件	1 年以上 3 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度 150 万 円以内。か つ、総額は採 用期間が1年 間の場合は 150 万円以 内、2 年間の 場合は 300 万 円以内、3 年 間の場合は 450 万円以 内。	外 国 旅 費 ( 航 空 運 賃)、国内旅 費、保険料	その他交流 経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費	自然科学 (Physics)
日本開催 セミナー	2 件	1 週間以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開催されること)	経費総額は 120 万円以 内。	国内旅費	開催経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費	自然科学 (Physics)
中国開催 セミナー			経費総額は 120 万円以 内。	外 国 旅 費 ( 航 空 運 賃)、国内旅 費、保険料	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—	

- ① 相手国研究者が CAS が所管する研究所所属である場合、CAS に申請している場合と NSFC に申請している場合があります。相手国研究者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。
- ② 対応する中国の研究者も、CAS に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ③ CAS での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、中国の研究者から下記連絡先へ照会してください。

<CAS 担当部局の連絡先等>

中国科学院

Chinese Academy of Sciences: CAS

国際合作局亜非処

Division of Asian and African Affairs, Bureau of International Cooperation

Mr. Haitao Chen

Tel: +86 (0)10 6859 7526 / 7524/ Fax: +86 (0)10 6851 1095

Email: htchen@cashq.ac.cn

【中国社会科学院(CASS)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費・開催経費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経 費総額	本会支給経費の内訳		相手国研究者 に係る経費	募集 分野
				我が国の研究者に係る経 費			
				旅費	その他経費		
共同研究	1 件	1年以上2年9か月以内 (平成31年4月1日から 平成32年3月31日ま での間に開始されるこ と)	各年度 150 万円以内。 かつ、総額 は採用期間 が1年間の 場合は 150 万円以内、2 年間の場合 は 300 万円 以内、2年9 か月の場合 は 450 万円 以内。	外国旅費 (航空運 賃)、国内 旅費	その他交流 経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費、保険料	人文学、 社会科 学
日本開催 セミナー	1 件	1週間以内 (平成31年4月1日から 平成32年3月31日ま での間に開催されるこ と)	経費総額は 120 万円以 内。	国内旅費	開催経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費、保険料	
中国開催 セミナー		経費総額は 120 万円以 内。	外国旅費 (航空運 賃)、国内 旅費	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—		

- ① <共同研究>経費の支給を受ける日本人派遣、中国人受入の総滞在日数は1件・各年度あたり各120人・日以内とします。
- ② <セミナー>経費の支給を受ける日本人派遣、中国人受入の総滞在日数は1件あたり各50人・日以内とします。
- ③ 対応する中国の研究者は、中国社会科学院所管の研究所等に所属する者でなければ、中国側の支援を受けられないので注意してください。また、中国の研究者も、CASSに申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ④ CASSでの申請資格の可否、申請受付期間及び提出書類等の詳細については、中国の研究者から下記連絡先へ照会してください。

<CASS 担当部局の連絡先等>

中国社会科学院

Chinese Academy of Social Sciences: CASS

国際合作局亜非処 Asian and African Division, Bureau of international cooperation

Tel: +86 (0)10 8519 5138/6406/ Fax: +86 (0)10 8519 6143

Email: liuyx@cass.org.cn



**【中国教育部(MOE)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費・開催経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
中国開催 セミナー	2件	5日間以内 (平成31年4月1 日から平成32年3 月31日までの間 に開催されること)	経費総額は120 万円以内。	外国旅費(航 空運賃)、国 内旅費	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—	人文学、 社会科 学

- ① <セミナー> 経費の支給を受ける日本人派遣の総滞在日数は1件あたり70人・日以内とします。
- ② 対応する中国の研究者は、MOE 所管の大学等に所属する者でなければ、中国側の支援を受けられないので注意してください。また、中国の研究者は、中国教育部に申請書を提出する必要はありません。詳細は中国の研究者から下記連絡先へ照会してください。
- ③ 中国教育部の経費負担は、日本人研究者の中国国内滞在費のみであることに留意してください。セミナー開催経費については、中国側研究代表者の所属機関により、負担が可能かどうか確認した上で申請してください。

<MOE 担当部局の連絡先等>

中国教育部

Ministry of Education: MOE

国際合作与交流司亜非処

Division of Asian and African Affairs, Department of International cooperation and exchange

Tel: +86 (0)10 6609 6650 / Fax: +86 (0)10 6601 3647

**【中国国家自然科学基金委员会(NSFC)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費・開催経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	10件	2年9か月 (平成31年4月1 日に開始されること)	各年度150万 円以内。	外国旅費(航 空運賃)、国内 旅費	その他交流経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費、保険料	自然科学
日本開催 セミナー	4件	1週間以内 (平成31年4月1 日から平成32年 3月31日までの 間に開催されること)	経費総額は120 万円以内。	国内旅費	開催経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費、保険料	
中国開催 セミナー		経費総額は120 万円以内。	外国旅費(航 空運賃)、国内 旅費	日本国内におけ る準備会、整理 会等に係る開催 経費	—		

- ① <共同研究> 経費の支給を受ける日本人派遣、中国人受入の総滞在日数は1件・各年度あたり各60人・日以内とします。
- ② 対応する中国の研究者も、NSFC に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。なお、中国の研究者の申請要件等はNSFCのウェブサイトを参照してください。
- ③ NSFC での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、中国の研究者から下記連絡先へ照会してください。

<NSFC 担当部局の連絡先等>  
 中国国家自然科学基金委員会  
 National Natural Science Foundation of China: NSFC  
 国際合作局亜非処 Bureau of International Cooperation  
 Tel: +86 (0)10 6232 5454 / Fax: +86 (0)10 6232 7004  
 E-mail: sunsn@nsfc.gov.cn

【インド科学技術庁(DST)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費・開催経費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	20 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 6 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの 間に開始されること)	各年度 100 万円 以内。かつ、全 研究期間で総 額 200 万円以 内。	外国旅費(航 空運賃)、国 内旅費	その他交流 経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費、保険料	下 記 備 考 欄 ① 参照
日本開催 セミナー	4 件	1 週間以内 (平成 31 年 6 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間 に開催されること)	経費総額は 150 万円以内。	国内旅費	開催経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費、保険料	
インド開催 セミナー			経費総額は 150 万円以内。	外国旅費(航 空運賃)、国 内旅費	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—	

① 以下の 5 つの自然科学の分野(選択の際には、分野別キーワードをご参照ください。)

分野	分野別キーワード
(1) Fundamental Sciences: Physical and Chemical Systems	1. Condensed Matter Physics 2. Molecules and Molecular Assembly Science 3. Interface Science and Catalysis
(2) Materials and System Engineering: Man-made Systems	1. Advanced Materials and Nanotechnologies (this keyword includes areas of metal, ceramics, polymer science & engineering, and materials processes) 2. Engineering Sciences (this keyword includes areas of manufacturing science and engineering, and synthesis & analysis/optimization & simulation of engineering processes and systems)
(3) Natural Systems: Life Sciences and Bioengineering	1. Molecular and Chemical Biosciences 2. Biotechnology and Bioengineering 3. Medical Biosciences 4. Cognitive Science
(4) Astronomy, Space, Earth Systems and Sciences	1. Astronomy, Astrophysics, and Space & Planetary Science 2. Geosciences (Marine, Meteorology, Geology, Paleontology) 3. Geophysics and Geochemistry for Global Issues (Global Warming and Natural Resource)
(5) Mathematics and Computational Science	1. Mathematical Science 2. Computational Science and Engineering 3. Big Data analytics 4. Machine Learning

- ② 対応するインドの研究者も、DST に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ③ DST での申請資格の可否、申請受付期間及び提出書類等の詳細については、インドの研究者から下記連絡先へ照会してください。

<DST 担当部局の連絡先等>  
 インド科学技術庁  
 Department of Science and Technology: DST  
 International Bilateral Cooperation Scientist 'F'

Dr.Ujjiwala Tripti Tirkey  
 Tel: +91 (0)11 2659 0377/ Tele Fax: +91 (0)11 2686 4642  
 E-mail: ujjwala@nic.in

**【インド歴史学研究協議会 (ICHR)】**覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費・開催経費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	1 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間 に開始されること)	各年度 120 万円 以内。かつ、総 額は採用期間 が 1 年間の場合 は 120 万円以 内、2 年間の場 合は 240 万円以 内。	外国旅費(航 空運賃)、国 内旅費、保 険料	その他交流 経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費	歴史
日本開催 セミナー	1 件	1 週間以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間 に開催されること)	経費総額は 120 万円以内。	国内旅費	開催経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費	
インド開催 セミナー			経費総額は 120 万円以内。	外国旅費(航 空運賃)、国 内旅費、保 険料	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—	

- ① 対応するインドの研究者も、ICHR に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ② ICHR での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、インドの研究者から下記連絡先へ照会してください。

<ICHR 担当部局の連絡先等>

インド歴史学研究協議会

Indian Council of Historical Research: ICHR

Tel: +91 (0)11 2338 4662/ +91 94 5273 5221/ Fax: +91 (0)11 23387718

E-mail: pr@ichr.ac.in

【インド社会科学研究協議会 (ICSSR)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費・開催経費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	3 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間 に開始されること)	各年度 120 万円 以内。かつ、総 額は採用期間 が 1 年間の場合 は 120 万円以 内、2 年間の場 合は 240 万円以 内。	外国旅費(航 空運賃)、国 内旅費、保 険料	その他交流 経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費	人文学 および社 会科学
日本開催 セミナー	2 件	1 週間以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間 に開催されること)	経費総額は 120 万円以内。	国内旅費	開催経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費	
インド開催 セミナー			経費総額は 120 万円以内。	外国旅費(航 空運賃)、国 内旅費、保 険料	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—	

- ① 対応するインドの研究者も、ICSSR に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ② ICSSR での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、インドの研究者から下記連絡先へ照会してください。

<ICSSR 担当部局の連絡先等>

インド社会科学研究協議会

Indian Council of Social Science Research: ICSSR

International Collaboration

Tel: +91 (0)11 2674 2832

E-mail: adinchargeics@gmail.com

【インドネシア研究技術高等教育省科学技術高等教育資源総局 (DG-RSTHE)】覚書により、日本側が両国研究者の渡航費及び滞在費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	3 件	1 年以上 3 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度 250 万 円以内。かつ、総 額は採用期間が 1 年 間の場合は 250 万 円以内、2 年間の 場合は 500 万 円以内、3 年 間の場合は 750 万 円以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊費)、 国内旅費	その他交流 経費	来日研究者の 外国旅費(航 空運賃、滞在 費)、国内旅 費、保険料	人文学、 社会科学から 自然科学まで すべての 分野

- ① 対応するインドネシアの研究者も、DG-RSTHE に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ② DG-RSTHE での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、インドネシアの研究者から下記連絡先へ照会してください。

<DG-RSTHE 担当部局の連絡先等>

研究技術高等教育省科学技術高等教育資源総局  
 The Ministry of Research, Technology, and Higher Education  
 Directorate General of Resources for Science, Technology, and Higher Education: DG-RSTHE  
 Tel: +62 (0)21 5794 6087 / Fax: +62 (0)21 5794 6052  
 E-mail: blndikti@ristekdikti.go.id

**【インドネシア科学院(LIPI)】覚書により、日本側が両国研究者の渡航費及び滞在費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	1 件	1 年以上 3 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで の間に開始されること)	各年度 250 万円以内。かつ、 総額は採用期間が1年間の場合は250万円以内、2年間の場合は500万円以内、3年間の場合は750万円以内。	外国旅費(航空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	その他交流 経費	来日研究者の 外国旅費(航空運賃、滞在 費)、国内旅 費、保険料	人文学、 社会科学から自 然科学 まです べての 分野

- ① 対応するインドネシアの研究者も、LIPI に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ② LIPI での申請資格、申請受付期間及び提出書類等の詳細については、インドネシアの研究者から下記連絡先へ照会してください。

<LIPI 担当部局の連絡先等>

インドネシア科学院  
 Indonesian Institute of Sciences: LIPI  
 Bureau for Cooperation and Promotion Science and Technology  
 Ms. Nur Tri Aries Suestiningtyas, M.A  
 Tel: +62 (0)21 522 5711 (ext 475, 233) / Fax: +62 (0)21 525 1834, +62 (0)21 527 7183  
 E-mail: kerjasama@mail.lipi.go.id / ka.bkpi@mail.lipi.go.id

**【イスラエル科学財団 (ISF)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳		相手国研究者 に係る経 費	募集 分野
				我が国の研究者に係る経 費			
				旅費	その他経費		
共同研究	5 件	1年以上2年以内 (平成31年4月1 日から平成32年 3月31日までの 間に開始されること)	各年度あたり 250万円以内。 かつ、総額は、 採用期間が1 年間の場合は 250万円以内、 採用期間が2 年間の場合は 500万円以内。	外国旅費(航空運 賃、)、国内 旅費、保険 料	その他交流 経費	来日研究者 の滞在費、国 内旅費	人文学、社 会科学 (Social Science and Humanities )

- ① 対応するイスラエルの研究者も、ISF に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となります。また、ISF 側の申請は既に ISF から資金提供を受けている研究者に限定しますので、申請前にイスラエル側研究者に確認してください。
- ② イスラエルの研究者の申請期限は 8 月 16 日となっており、また、それに先立ち 8 月 9 日までに ISF への登録を完了する必要があります。
- ③ ISF での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、イスラエルの研究者から下記連絡先へ照会してください。
- ④ 募集分野について平成 31 年度は Social Science and Humanities。平成 32 年度は Biology, Agricultural Science, Medicine, Dentistry and Pharmacy、平成 33 年度は Mathematical and Physical Sciences, Chemistry and Engineering を予定しています。

<ISF 担当部局の連絡先等>

イスラエル科学財団

Israel Science Foundation: ISF

Tel: +972-2- 5885401 / Fax: +972-2- 5635782

E-mail: Ella@isf.org.il

**【フィリピン科学技術省 (DOST)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳		相手国研究者 に係る経費	募集 分野
				我が国の研究者に係る経 費			
				旅費	その他経費		
共同研究	2 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度 250 万 円以内。か つ、全研究期 間で総額 500 万円以内。	外国旅費(航空運 賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費、保 険料	その他交流 経費	—	人文学、社 会科学から自 然科学 までの すべての 分野

- ① 対応するフィリピンの研究者も、DOST に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意して下さい。
- ② DOST での申請資格、申請受付期間及び提出書類等の詳細については、フィリピンの研究者から下記連絡先へ照会して下さい。

<DOST 担当部局の連絡先等>

フィリピン科学技術省

International Technology Cooperation Unit

Department of Science and Technology: DOST

Tel: +63 (0)2 837 2071 to 82 Loc. 2001/Fax: +63 (0)2 838 8376

E-mail : amvelasquez@dost.gov.ph

**【韓国研究財団(NRF)】**覚書により、共同研究ではそれぞれ自国の研究者に係る経費を、セミナーでは派遣側が渡航費を、受入側(開催国)が滞在費及び開催経費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	20 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度 120 万 円以内。かつ、 総額は採用期 間が1年間の場 合は 120 万円 以内、2 年間の 場合は 240 万 円以内。	外国旅費 (航空運賃、 日当、宿泊 料)、国内旅 費	その他交流 経費	—	人文学、 社会科学 から自 然科学 まです べての 分野(申 請区分: 人文社 会系、理 工系、生 物系、学 際・複合 領域系)
日本開催 セミナー	10 件	1 週間以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開催されること)	経費総額は 120 万円以内。	国内旅費	開催経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費	
韓国開催 セミナー			経費総額は 120 万円以内。	外国旅費 (航空運 賃)、国内旅 費	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—	

- ① 対応する韓国の研究者も、NRF へ申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ② NRF は 7 月上旬より公募を開始する予定です。
- ③ 対象分野は下記のうちから一つ選択し、韓国側での申請分野と必ず一致させてください。
  - ・人文社会系: Humanities and Social Sciences
  - ・理工系: Science/Engineering(Excluding Biology and Medicine)
  - ・生物系: Biology/Medicine
  - ・学際・複合領域系: Interdisciplinary Study
- ④ NRF 側での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、韓国の研究者から下記連絡先へ照会してください。

<NRF 担当部局の連絡先等>

韓国研究財団

National Research Foundation of Korea: NRF

Global Exchange & Cooperation Team, Center for International Affairs

Tel: +82 (0)2-3460-5704 / Fax: +82 (0)2-3460-5709

E-mail : sbc709@nrf.re.kr

【国立シンガポール大学(NUS)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費・開催経費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	国会支給経費 総額	国会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	3件	1年以上2年以内 (平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始されること)	各年度250万円以内。かつ、総額は採用期間が1年間の場合は250万円以内、2年間の場合は500万円以内。	外国旅費(航空運賃)、国内旅費	その他交流経費	来日研究者の滞在費、国内旅費	人文学、社会科学から自然科学まですべての分野
日本開催セミナー	1件	1週間以内 (平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開催されること)	経費総額は250万円以内。	国内旅費	開催経費	来日研究者の滞在費、国内旅費	
シンガポール開催セミナー			経費総額は250万円以内。	外国旅費(航空運賃)、国内旅費	日本国内における準備会、整理会等に係る開催経費	—	

- ① 対応するシンガポールの研究者も、NUS に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ② NUS での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、シンガポールの研究者から下記連絡先へ照会してください。

<NUS 担当部局の連絡先等>

国立シンガポール大学  
National University of Singapore: NUS  
NUS-JSPS Exchange Program  
Office of Deputy President (Research and Technology)  
Ms. Chan Ching Ting  
Tel: +65 (0)6-601-2780 / Fax: +65 (0)6-872-0830  
E-mail: dprcct@nus.edu.sg

【タイ学術研究会議(NRCT)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	国会支給経費 総額	国会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	3件	1年以上3年以内 (平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始されること)	各年度250万円以内。かつ、総額は採用期間が1年間の場合は250万円以内、2年間の場合は500万円以内、3年間の場合は750万円以内。	外国旅費(航空運賃)、国内旅費	その他交流経費	来日研究者の滞在費、国内旅費、保険料	人文学、社会科学から自然科学まですべての分野



- ① 日本側研究者のタイでの滞在経費として1件・各年度あたり60,000 バーツがNRCTからタイ側研究者に支給されます。
- ② 対応するタイの研究者も、NRCT に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ③ NRCT での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、タイの研究者から下記連絡先へ照会してください。

<NRCT 担当部局の連絡先等>

タイ学術研究会議  
National Research Council of Thailand: NRCT  
Office of International Affairs  
Tel: +66 (0)2 579 2690/2285/ Fax: +66 (0)2 561 3049  
E-mail: arpar.n@nrct.go.th Cc: tiwa.n@nrct.go.th

**【トルコ科学技術研究機構(TUBITAK)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	2 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度あたり 250 万円以内。 かつ、総額は、 採用期間が1年 間の場合は 250 万円以内、採用 期間が2年間の 場合は 500 万 円以内。	外国旅費 (航空運賃、 日当、宿泊 料)、国内旅 費	その他交流 経費	—	人文学、 社会科 学から自 然科学ま ですべて の分野

- ① 対応するトルコの研究者も、TUBITAK に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ② TUBITAK での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、トルコの研究者から下記連絡先へ照会してください。

<TUBITAK 担当部局の連絡先等>

トルコ科学技術研究機構  
The Scientific and Technological Research Council of Turkey: TUBITAK  
Bilateral and Multilateral Relations Division  
International Cooperation Department  
Tel: +90 312 298 14 16 / Fax: +90 312 427 74 83  
E-mail: elif.doganarslan@tubitak.gov.tr and/or uidb@tubitak.gov.tr

**【ベトナム科学技術アカデミー(VAST)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	2件	1年以上3年以内 (平成31年4月1 日から平成32年 3月31日までの 間に開始されるこ と)	各年度あたり 250万円以内。 かつ、総額は、 採用期間が1年 間の場合は250 万円以内、採 用期間が2年 間の場合は500 万円以内、3年 間の場合は750 万円以内。	外国旅費(航 空運賃)、国 内旅費	その他交流 経費	来日研究者 の滞在費、国 内旅費、保険 料	人文学、 社会科学から自 然科学まです べての分 野

- ① 対応するベトナムの研究者は、VAST 所管の研究所等に所属する者でなければ、両国で採用されても VAST からの支援を受けられませんので、ベトナム側研究代表者の所属機関等により経費の負担が可能であることを確認したうえで申請してください。
- ② 対応するベトナムの研究者も、VAST に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- ③ VAST での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、ベトナムの研究者から下記連絡先へ照会してください。

<VAST 担当部局の連絡先等>

ベトナム科学技術アカデミー

Vietnam Academy of Science and Technology: VAST

International Cooperation Department

Tel: +84 (0)4-3756-1725 / Fax: +84 (0)4-3756-2764

E-mail: ninhkhacban@vast.vn / icd@vast.vn

URL : <http://www.vast.ac.vn>

**【ブラジル高等教育支援・評価機関(CAPES)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	2件	1年以上2年以内 (平成31年4月1 日から平成32年12 月31日までの間に 開始されること)	各年度 250 万 円以内。かつ、 全研究期間で 総額 500 万円 以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	その他交流 経費	—	人文 学、社 会科学 から自 然科学 まです べての 分野

- ① CAPES の支給額は、1件・各年度あたり 177,859BRL 以内。
- ② 対応するブラジルの研究者より、CAPES へ平成 30 年 9 月 5 日午後 5 時(ブラジル時間)までに申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。CAPES での申請受付期間や提出書類の詳細については、ブラジル側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。

- ③ ブラジル側では、すべての共同研究に必ず博士課程学生とポスドク研究員が参加し、4 ヶ月以上日本に滞在することが必要です。日本側はそうした義務はありませんが、博士課程学生とポスドク研究員の参加が推奨されます。

ブラジル側申請手続きの詳細については、以下の URL をご確認ください。

<http://capes.gov.br/cooperacao-internacional/japao/programa-capes-jsps>

<CAPES 担当部局の連絡先等>

ブラジル高等教育支援・評価機関

Brazilian Federal Agency for Support and Evaluation of Graduate Education: CAPES

Analyst in Science and Technology

Mr. Pablo Gabriel Ferreira

Tel: 55-61-2022--6723

E-mail: jsps@capes.gov.br

**【ニュージーランドビジネス・イノベーション・雇用省(MBIE)/王立学士院(RSNZ)】**覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経 費総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	3 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度あたり 250 万円以 内。かつ、総 額は、採用期 間が 1 年間の 場合は 250 万 円以内、採用 期間が 2 年間 の場合は 500 万円以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	その他交流経 費	—	社会科 学、自然 科学、物 理科学、 医療科 学

- ① RSNZ の支給額は、1 件・各年度あたり 30,000 NZD (GST を除く) 以内。
- ② ニュージーランド側研究者より平成 30 年 10 月 18 日までに RSNZ に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。RSNZ での申請受付期間や提出書類の詳細については、ニュージーランド側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。

<RSNZ 担当部局の連絡先等>

ニュージーランド王立学士院

Royal Society of New Zealand Te Apārangi: RSNZ

Research Funding (International)

International Contracts Coordinator

Ms. Michelle Wickens

Tel: +64 4 470 5756

Email: International.Applications@royalsociety.org.nz

【オーストリア科学財団(FWF)】共同研究については、覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。セミナーについては、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費・開催経費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	3 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度あたり 250 万円以 内。かつ、総 額は、採用期 間が 1 年間の 場合は 250 万 円以内、採用 期間が 2 年間 の場合は 500 万円以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	その他交流 経費	—	人文学、 社会科 学から自 然科学 までの 分野
日本開催 セミナー	1 件	1 週間以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開催されること)	総額 250 万円 以内。	国内旅費	開催経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費	
オースト リア開催セ ミナー		総額 250 万円 以内。	外国旅費(航 空運賃)、国 内旅費	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—		

- ① FWF の支給額は、共同研究が 1 件・各年度あたり最大 400,000 ユーロ以内、セミナーが 1 件あたり 10,000 ユーロ以内。
- ② オーストリア側研究者より FWF に平成 30 年 9 月 5 日までに申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。FWF での申請受付期間や提出書類の詳細については、オーストリア側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。
- ③ FWF における審査スケジュールの関係で、共同研究の審査結果通知発送が平成 31 年 3 月となる可能性があります。
- ④ オーストリア側研究者の共同研究に関する詳細は、以下の URL をご参照ください。  
<http://www.fwf.ac.at/en/research-funding/fwf-programmes/international-programmes/joint-projects/>  
<http://www.fwf.ac.at/de/forschungsfoerderung/antragstellung/internationale-programme/joint-projects-era-net-calls/>
- ⑤ オーストリア側研究者のセミナーに関する詳細は、以下の URL をご参考ください。  
<http://www.fwf.ac.at/de/forschungsfoerderung/antragstellung/internationale-programme/joint-seminars/>
- ⑥ オーストリア側は、最長 3 年間の実施期間が認められる可能性があります。なお、研究に関連する適切な延長理由があり、かつ経費支給の正当性が認められる場合に限りです。

<FWF 担当部局の連絡先等>

オーストリア科学財団

Austrian Science Fund: FWF

Development and Strategy – International programs

Programme Manager

Ms. Beatrice Lawal

Tel: +43 (0)1 5056740-8703 / Fax: +43 (0)1 50567-39

E-mail: Beatrice.Lawal@fwf.ac.at

**【ベルギー学術研究財団(ワロニー)(F.R.S.-FNRS)】**覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。

種別	採択予定件数	実施期間	本会支給経費総額	本会支給経費の内訳			募集分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	2件	1年以上2年以内 (平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始されること)	各年度あたり250万円以内。かつ、総額は、採用期間が1年間の場合は250万円以内、採用期間が2年間の場合は500万円以内。	外国旅費(航空運賃、日当、宿泊料)、国内旅費	その他交流経費	—	人文学、社会科学から自然科学までの分野

- ① F.R.S.-FNRSの支給額は、1件・各年度あたり7,500ユーロ以内(かつ、全研究期間で総額15,000ユーロ以内)。
- ② ベルギーにはF.R.S.-FNRSの他にFWOがありますので、申請の際にはベルギー側研究代表者の申請先を事前に十分確認してください。
- ③ ベルギー側研究者よりF.R.S.-FNRSに平成30年9月28日までに申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。F.R.S.-FNRSでの申請受付期間や提出書類の詳細については、ベルギー側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。
- ④ ベルギー側の共同研究開始日は、平成31年2月1日～12月31日の間です。

<F.R.S.-FNRS 担当部局の連絡先等>

学術研究財団(ワロニー)

Fonds de la Recherche Scientifique-FNRS: F.R.S.-FNRS

Ms. Déborah Matteredne

Tel: +32 (0)2 504 9305 / Fax: +32 (0)2 504 9292

E-mail: deborah.matteredne@frs-fnrs.be

**【ベルギー学術研究財団(フランダース)(FWO)】**覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。

種別	採択予定件数	実施期間	本会支給経費総額	本会支給経費の内訳			募集分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	2件	1年以上2年以内 (平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始されること)	各年度あたり250万円以内。かつ、総額は、採用期間が1年間の場合は250万円以内、採用期間が2年間の場合は500万円以内。	外国旅費(航空運賃、日当、宿泊料)、国内旅費	その他交流経費	—	人文学、社会科学から自然科学までの分野

- ① FWOの支給額は、日当66ユーロ(1月あたり最大1,650ユーロ)および交通費。
- ② ベルギーにはFWOの他にF.R.S.-FNRSがありますので、申請の際にはベルギー側研究代表者の申請

先を事前に十分確認してください。

- ③ ベルギー側研究者より FWO に平成 30 年 9 月 5 日までに申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。FWO での申請受付期間や提出書類の詳細については、ベルギー側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。

<FWO 担当部局の連絡先等>

学術研究財団(フランダース)  
 Research Foundation - Flanders: FWO  
 JSPS-FWO Joint Exchange Project  
 Advisor International Affairs  
 Mrs. Tinne Jacobs  
 Tel: +32 (0)2 550 15 44  
 Email: Tinne.Jacobs@fwo.be  
 または  
 Account administrator international mobility  
 Mrs.Marleen Wollaert  
 Tel: +32 (0)2 550 15 92/ Fax: +32 (0)2 512 58 90  
 Email: interprog@fwo.be

**【チェコ科学アカデミー(CAS)】**覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

種別	採択 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	3 件	2 年 (平成 31 年 4 月 1 日から開始され ること)	各年度 250 万 円以内。かつ、全研究期 間で総額 500 万円以内。	外国旅費(航空 運賃)、国内旅 費	その他交流 経費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費	人文学、 社会科学から自然 科学まです べての 分野

- ① CAS の支給額は、1件あたり 1,000,000 チェコ・コルナ以内。  
 ② チェコ側研究者より CAS に平成 30 年 6 月 26 日までに申請がない場合、我が国での申請は無効となります。チェコ側の申請締切が早いのでご注意ください。CAS での申請受付期間や提出書類の詳細については、チェコ側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。  
 参考 <http://www.avcr.cz/cs/veda-a-vyzkum/mezinarodni-vztahy/aktuality/>  
 ③ チェコ側の共同研究期間は、平成 31 年 1 月～平成 32 年 12 月です。  
 ④ チェコ側研究者として申請できるのは、CAS に所属する研究機関の研究者のみとなります。

<CAS 担当部局の連絡先等>

チェコ科学アカデミー  
 Czech Academy of Sciences: CAS  
 Division of International Cooperation  
 Ms. Petra Revická  
 Tel: +420 221 403 417/ Fax: +420 221 403 476  
 E-mail: rachacova@kav.cas.cz

**【フィンランドアカデミー(AF)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
日本開催 セミナー	2 件	1週間以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平 成 32 年 3 月 31 日までの 間に開催され ること)	総額 250 万円 以内。	国内旅費	開催経費	—	人文学、 社会科 学から自 然科学ま ですべて の分野
フィンランド 開催セミナー		総額 250 万円 以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—		

- ① AF の支給額は、1 件あたり 25,000 ユーロ以内。
- ② フィンランド側研究者より平成 30 年 9 月 26 日までに AF に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。 AF での申請受付期間や提出書類の詳細については、フィンランド側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。

＜AF 担当部局の連絡先等＞

フィンランドアカデミー  
Academy of Finland: AF  
Science Adviser, Academy Programme Unit  
Ms. Ulla Ellmén  
Tel: +358 29 533 5011  
E-mail: ulla.ellmen@aka.fi

**【フランス国立科学センター(CNRS)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	10 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度あたり 250 万円以 内。かつ、総 額は、採用期 間が 1 年間の 場合は 250 万 円以内、採用 期間が 2 年間 の場合は 500 万円以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	その他交流 経費	—	人文学、 社会科 学から自 然科学ま ですべて の分野
日本開催 セミナー	5 件	1 週間以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に 開催されること)	総額 250 万円 以内。	国内旅費	開催経費	—	
フランス 開催セミ ナー		総額 250 万円 以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—		

- ① CNRS の支給額は、共同研究については 1 件・各年度あたり 8,000 ユーロ以内、セミナーについては 1 件あたり 6,000 ユーロ以内。
- ② フランス側研究者より CNRS に平成 30 年 9 月 4 日までに申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。 CNRS での申請受付期間や提出書類の詳細については、フランス側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。

者から下記連絡先へ問い合わせてください。

- ③ フランス側の共同研究期間は、初年度が平成 31 年 1 月～12 月、次年度は平成 32 年 1 月～12 月です。
- ④ 現在 JSPS-CNRS による本共同研究事業により支援を受けていて、実施期間の延長を希望する者については、新規申請と同様に日仏双方で申請書を提出してください。ただし、当該延長申請は一年間までとします。

<CNRS 担当部局の連絡先等>

国立科学研究センター  
 Centre National de la Recherche Scientifique: CNRS  
 International Program Manager  
 Direction Europe de la recherche et coopération Internationale (DERCI)  
 Ms. Caroline DANILOVIC  
 Tel: +33 (0)1 44 96 53 36 / Fax: +33 (0)1 44 96 48 56  
 E-mail: caroline.danilovic@cns-dir.fr

**【フランス国立情報学自動制御研究所(Inria) (AYAME プログラム)】 覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	2 件	3 年間 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで の間に開始されること)	各年度あたり 200 万円以内。 かつ、全研究期 間での総額は、 採用期間が 1 年 間の場合は 200 万円以内、2 年 間の場合は 400 万円以内、3 年 間の場合は 600 万円以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	その他交流 経費	—	情報学、 通信科 学技術、 応用数 学

- ① フランスの共同研究代表者は、Inria の対象機関の研究者に限定されます。
- ② Inria が定める対象分野は、Digital Sciences, Computer Science, Automation, Applied Mathematics です。
- ③ Inria の支給額は、1 件・各年度あたり 10,000 ユーロ以内。フランス側研究者より平成 30 年(2018 年)6 月 28 日から 9 月 26 日までに Inria に申請がない場合、実施期間がフランス側と一致しない場合を含め、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。Inria での申請受付期間や提出書類の詳細については、フランス側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。  
 参考 URL: <http://www.inria.fr/en/research/international-mobility/associate-teams/call-for-projects>
- ④ 申請書ワードファイルのうち、「(1) 研究目的・内容」及び、「(2) 共同研究の特色及び期待される効果」の項目については英語で記載してください。

<Inria 担当部局の連絡先等>

国立情報学自動制御研究所  
 National Institute for Research in Computer Science and Automation : Inria  
 AYAME Program  
 European and International Partnerships Department  
 International Partnerships Officer – Asia



Ms. Valentina Favata  
 Tel: +33 (0)1 39 63 57 68/ Fax: +33 (0)1 39 63 50 80  
 E-mail: valentina.favata@inria.fr

**【フランス国立保健医学研究所(Inserm)】 覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経費	
				旅費	その他経費		
セミナー (フランス開 催)	1 件	2～3 日(平成 31 年 4 月 1 日から 平成 31 年 12 月 31 日までの間に 開催されること)	総額 250 万円 以内。	外国旅費(航空 運賃、日当、宿 泊料)、国内旅 費	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—	生命科 学及び 保健学 なお②も 参照

- ① 本セミナーでは我が国側、フランス側の参加者が各 10 名までとなりますので、申請時には注意してください。また、複数の研究室からの参加者を含む申請が優先的に採択され、フランス側の代表及び参加者は Inserm で勤務している者とします。
- ② 平成 31 年度は、生命科学及び保健学の分野において、がん、加齢学(健康・食品、神経変疾患)、再生医療、生物医学画像、保健技術(オミクス技術・ロボット工学)、オーダーメイド医療を重点テーマとして募集を行います。これらのテーマに該当しない応募を妨げるものではありません。
- ③ フランス側研究者より Inserm に平成 30 年 9 月 6 日までに申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。Inserm での申請受付期間や提出書類の詳細については、フランス側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。
- ④ Inserm の支給額は、1 件あたり 12,000 ユーロ以内。
- ⑤ 本募集ではフランスで開催されるセミナーを募集します。

< Inserm 担当部局の連絡先等 >

フランス国立保健医学研究所  
 Institut National de la Santé et de la Recherche Médicale: Inserm  
 Département des Partenariats et des Relations Extérieures: DPRE  
 Mrs Claire Vizy  
 Tel: +33 (0)1 44 23 62 12  
 E-mail: claire.vizy@inserm.fr

**【ヨーロッパ・外務省-高等教育・研究・イノベーション省(MEAE-MESRI)(SAKURA プログラム)】 覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	12 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度あたり 100 万円以 内。かつ、総 額は、採用期 間が 1 年間の 場合は 100 万 円以内、採用 期間が 2 年間 の場合は 200 万円以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	その他交流 経費	—	人文学、 社会科 学から自然 科学まで すべての 分野

- ① 本 SAKURA プログラムは、日仏の優れた若手研究者が、革新的な日仏学術交流を開始するための支

援を行うものですので、申請に当たってはご留意願います。若手に限定しない、もしくは既にある研究交流関係をさらに発展させる目的で行う日仏の共同研究・セミナーの場合は、CNRS もしくは Inria との事業をご検討ください。なお、日本側研究代表者は 46 歳未満(平成 31 年 4 月 1 日時点)である必要があります。

- ② MEAE-MESRI の支給額は、1件・各年度あたり 6,000 ユーロ以内。
- ③ フランス側研究者より平成 30 年 9 月 5 日までに MEAE-MESRI に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。MEAE-MESRI での申請受付期間や提出書類の詳細については、フランス側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。
- ④ フランス側の共同研究期間は、平成 31 年 2 月～平成 32 年 12 月です。
- ⑤ 採択された場合は、MEAE-MESRI が提示する“Guideline for Good Practice”に署名の上、共同研究を実施する必要があります。本会は、署名について関与しませんので、日本側採択者は、実施前に当該 Guideline の内容について、フランス側研究者並びに日本側関係研究者及び研究機関とよく協議を行ってください。

参考 URL: [http://www.campusfrance.org/sites/default/files/guide\\_bonnes\\_pratiques\\_sakura.pdf](http://www.campusfrance.org/sites/default/files/guide_bonnes_pratiques_sakura.pdf)

<MEAE-MESRI 担当部局の連絡先等>

フランス大使館  
 Embassy of France in Japan  
 Department for Science and Technology  
 Program Manager for Science and Technology  
 SAKURA Program  
 Ms. Cerise RANDON  
 Mr. Sébastien Codina  
 Tel: +81 3 5798 6040  
 E-mail: PHC.Sakura@ambafrance-jp.org

**【ドイツ学術交流会 (DAAD)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経 費	
				旅費	その他経費		
共同研究	10 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度あたり 200 万円以 内。かつ、総 額は、採用期 間が 1 年間の 場合は 200 万 円以内、採用 期間が 2 年間 の場合は 400 万円以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	その他交流 経費	—	人文学、 社会科学 から自然 科学まで すべての 分野

- ① DAAD の支給額は 1 件・各年度あたり 15,000 ユーロ以内、かつ、総額は、採用期間が 1 年間の場合は 15,000 ユーロ以内、採用期間が 2 年間の場合は 30,000 ユーロ以内。
- ② ドイツ側の共同研究実施期間は最長 24 ヶ月で、平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に開始されることとなります。
- ③ ドイツ側研究者より平成 30 年 9 月 5 日までに DAAD に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。DAAD での申請受付期間や提出書類の詳細については、ドイツ側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。

<DAAD 担当部局の連絡先等>

ドイツ学術交流会

German Academic Exchange Service: DAAD

Section P33 – Project Funding for German Language and Research Mobility

Mrs. Heike Gabler

Tel: +49-228-882-375/ Fax: +49-228-882-9375

Email: gabler@daad.de

URL: <http://www.daad.de>

**【ドイツ研究振興協会 (DFG)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経 費	
				旅費	その他経費		
日本開催 セミナー	5 件	1 週間以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで の間に開催され ること)	総額 250 万円 以内。	国内旅費	開催経費	—	人文学、 社会科学 から自然 科学まで すべての 分野
ドイツ開催 セミナー		総額 250 万円 以内。	外国旅費(航空 運賃、日当、宿 泊料)、国内旅 費	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—		

- ドイツ側研究者より DFG に平成 30 年 9 月 6 日までに申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。特に、DFG では明示的に公募開始・締切が公告されませんので、日本側研究者がドイツ側研究者に働きかけを行う必要があります。DFG での申請受付期間や提出書類の詳細については、ドイツ側研究者から必ず下記担当者へ問い合わせてください。

\*下記担当以外の者へ連絡した場合、DFG 側で正しく手続きされない場合があります。

<DFG 担当部局の連絡先等>

ドイツ研究振興協会

German Research Foundation: DFG

International Affairs, Scientific Cooperation with Japan

Ms. Dorothea FENDEL / Dr. Franziska LANGER

Tel: +49 228 885-2226 / +49 228 885-2923/ Fax: +49 (0)228-885-2550

Email: dorothea.fendel@dfg.de / franziska.langer@dfg.de

**【ハンガリー科学アカデミー (HAS)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経 費	
				旅費	その他経費		
共同研究	4 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から開始されるこ と)	各年度あたり 250 万円以内。 かつ、総額は、 採用期間が1年 間の場合は 250 万円以内、採用 期間が2年間の 場合は 500 万 円以内。	外国旅費 (航空運 賃)、国内旅 費	その他交流 経費	来日研究者 の滞在費、 国内旅費	人文学、 社会科学 から自然 科学まで すべての 分野

- ① ハンガリー側研究者に申請資格があることを、下記連絡先より本人から HAS に確認した結果をもって申請してください。
- ② 申請書におけるハンガリー側研究者の所属機関については、当該研究代表者が大学等に所属している場合でも、HAS の所属研究機関名を明記してください。記載がない場合には、HAS において申請資格を確認できない場合があります。
- ③ ハンガリー側研究者より平成 30 年 9 月 14 日午前 10 時までに HAS に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。HAS での申請受付期間や提出書類の詳細については、ハンガリー側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。
- ④ ハンガリーを訪問する日本人研究者は、宿泊費と滞在費日当（ハンガリー側の各受入機関の規程の額）がハンガリー側から支給されます。

<HAS 担当部局の連絡先等>

ハンガリー科学アカデミー  
 Hungarian Academy of Sciences: HAS  
 Department of International Relations  
 International Relations Officer  
 Ms. Barbara TIHANYI  
 Tel: +36 1 411 6157 / Fax: +36 1 411 6261  
 E-mail: tihanyi.barbara@titkarsag.mta.hu

**【リトアニア研究評議会(RCL)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経 費	
				旅費	その他経費		
共同研究	2 件	2 年 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで の間に開始され ること)	各年度あたり 250 万円以 内。かつ、総 額は、採用期 間が 1 年間の 場合は 250 万 円以内、採用 期間が 2 年間 の場合は 500 万円以内。	外国旅費(航空 運賃、日当、宿 泊料)、国内旅 費	その他交流 経費	—	人文学、 社会科学 から自然 科学まで すべての 分野
日本開催 セミナー	1 件	1 週間以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで の間に開催され ること)	総額 250 万円 以内。	国内旅費	開催経費	—	
リトアニア 開催セミ ナー				外国旅費(航空 運賃)、国内旅 費	準備会、整 理会等に係 る開催経費	—	

- ① RCL の支給額は、1 件あたり共同研究 80,000 ユーロ以内。また、1 件あたりセミナー 20,000 ユーロ以内。
- ② RCL の支給経費ではリトアニア側研究者の保険料の支払いが可能です。
- ③ リトアニア側研究者より平成 30 年 9 月 5 日までに RCL に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。RCL での申請受付期間や提出書類の詳細については、リトアニア側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。

<RCL 担当部局の連絡先等>  
 リトアニア研究評議会  
 Research Council of Lithuania: RCL  
 International Programmes Unit  
 Chief Officer  
 Zivile Ruzele  
 Tel: +370 676 14383  
 E-mail: zivile.ruzele@lmt.lt

**【オランダ科学研究機構(NWO)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研 究者に係る 経費	
				旅費	その他経費		
日本開催 セミナー	3 件	1 週間以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで の間に開催され ること)	総額 250 万円 以内。	国内旅費	開催経費	—	人文学、 社会科学 から自然 科学まで すべての 分野
オランダ 開催セミ ナー		総額 250 万円 以内。	外国旅費(航 空運賃、日当、 宿泊料)、国内 旅費	日本国内にお ける準備会、 整理会等に係 る開催経費	—		

- ① NWO の支給額は、1 件あたり 15,000 ユーロ以内。
- ② オランダ側研究者より平成 30 年 9 月 6 日までに NWO に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。NWO での申請受付期間や提出書類の詳細については、オランダ側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。

<NWO 担当部局の連絡先等>  
 オランダ科学研究機構  
 Netherlands Organization for Scientific Research: NWO  
 JSPS-NWO Joint Seminar  
 Ms. Hanneke Dekker  
 Tel: +31 (0)70 3494011  
 Email: bezoekersbeurzen@nwo.nl

【ポーランド科学アカデミー(PAN)】覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費・開催経費を負担します。

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経 費	
				旅費	その他経費		
共同研究	2件	2年 (平成31年4月 1日から開始され ること)	各年度あたり 250万円以 内。かつ、総 額は、採用期 間が1年間の 場合は250万 円以内、採用 期間が2年間 の場合は500 万円以内。	外国旅費(航空 運賃)、国内旅 費	その他交流 経費	来日研究者 の滞在費、 国内旅費、 保険料	人文学、 社会科学 から自然 科学まで すべての 分野
日本開催 セミナー	1件	1週間以内 (平成31年4月 1日から平成32 年3月31日ま での間に開催さ れること)	総額250万円 以内。	国内旅費	開催経費	来日研究者 の滞在費、 国内旅費、 保険料	
ポーランド 開催セミ ナー				外国旅費(航空 運賃)、国内旅 費	準備会、整 理会等に係 る開催経費	—	

- ① PANの支給額は、1件・各年度あたり12,500PLN以内。かつ、総額は、採用期間が1年間の場合は12,500PLN以内、採用期間が2年間の場合は25,000PLN以内。
- ② 経費の支給を受ける日本側研究者のポーランド滞在日数と、ポーランド側研究者の日本滞在日数はそれぞれ原則として1件・各年度あたり50人・日以内とします。
- ③ ポーランド側研究者よりPANに平成30年9月7日までに申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。PANでの申請受付期間や提出書類の詳細については、ポーランド側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。

<PAN担当部局の連絡先等>

ポーランド科学アカデミー

Polish Academy of Sciences: PAN

International Cooperation Department

Chief Specialist

Ms. Joanna Szwedowska-Kotlińska

Tel: +48 (0)22-1826512/ Fax: +48 (0)22-1827068

Email: Joanna.Szwedowska@pan.pl

URL: <http://www.pan.pl>

**【ロシア基礎科学財団(RFBR)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経 費	
				旅費	その他経費		
共同研究	15 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度あたり 250 万円以 内。かつ、総 額は、採用期 間が 1 年間の 場合は 250 万 円以内、採用 期間が 2 年間 の場合は 500 万円以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	その他交流 経費	—	自然科学

- ① RFBR の支給額は、1 件・各年度あたり 150 万ルーブル以内(かつ、全研究期間で総額 300 万ルーブル以内)。
- ② ロシア側の共同研究実施期間は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までとなります。ロシア側の会計年度は 1 月から 12 月のため、ロシア側の経費は 12 月 31 日までに使用する必要があります。
- ③ ロシア側研究者より平成 30 年 9 月 5 日までに RFBR に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。RFBR での申請受付期間や提出書類の詳細については、ロシア側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。
- ④ 研究代表者は、2 年間の共同研究の成果として、少なくとも 1 編は共著論文を発表する必要があります。
- ⑤ RFBR 側は、中間評価の結果、採択期間中であっても支援を中断する場合があります。このような場合、日本側も支援を中断する可能性があります。

< RFBR 担当部局の連絡先等 >

ロシア基礎科学財団

Russian Foundation for Basic Research: RFBR

International Relations Department

Program Manager

Mrs. Svetlana Kolchina

Tel: +7 (499)995-1469-1623/ Fax: +7 (495)-952-5060

Email: ksv@rfbr.ru

**【スロベニア教育科学スポーツ省(MESS)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	4 件	1 年以上 2 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 開始されること)	各年度あたり 200 万円以 内。かつ、総 額は、採用期 間が1年間の 場合は 200 万 円以内、採用 期間が2年間 の場合は 400 万円以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	その他交流 経費	—	人文学、 社会科 学から自 然科学 まですべ ての分 野

- ① MESS の支給額は、1 件・各年度あたり 6,000 ユーロ以内。
- ② スロベニア側の共同研究開始日は、平成 31 年 4 月 1 日で、研究期間は平成 33 年 3 月 31 日までです。スロベニア側研究者より平成 30 年 9 月 5 日までに MESS に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。MESS での申請受付期間や提出書類の詳細については、スロベニア側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。

<MESS 担当部局の連絡先等>

スロベニア教育科学スポーツ省

Ministry of Education, Science and Sport: MESS International Cooperation and European Affairs Service

JSPS-MESS Joint Project

Ms. Tatjana JURKOVIC

Tel: +386 1 400 5267

Email: Tatjana.Jurkovic@gov.si

または

スロベニア研究機構

Slovenian Research Agency: ARRS

Department for Research Infrastructure and International Cooperation Department

Ms. Marjetica Primožič

Tel: +386 1 400 59 70

Email: marjetka.primozic@arrs.si

**【スウェーデン研究・高等教育国際協力財団(STINT)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	3 件	1 年以上 3 年以内 (平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの 間に開始されるこ と)	各年度あたり 250 万円以 内。かつ、総額 は、採用期間 が1年間の場 合は 250 万円 以内、採用期 間が3年間の 場合は 750 万 円以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	その他交流 経費	—	人文学、 社会科 学から自 然科学 まですべ ての分 野

- ① STINT の支給額は、1 件・各年度あたり 200,000 SEK 以内。



- ② スウェーデン側の共同研究開始日は、採択決定後から平成 31 年 6 月 30 日までとなります。
- ③ スウェーデン側研究者より STINT に平成 30 年 9 月 30 日までに申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。STINT での申請受付期間や提出書類の詳細については、スウェーデン側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。

<STINT 担当部局の連絡先等>

スウェーデン研究・高等教育国際協力財団  
 The Swedish Foundation for International Cooperation in Research and Higher Education: STINT  
 Senior Program Manager  
 Mr. Mattias Löwhagen  
 Tel: +46-8-6711996  
 Email: mattias.lowhagen@stint.se

**【英国王立協会(The Royal Society)】覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。**

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳		相手国研究 者に係る経 費	募集 分野
				我が国の研究者に係る経費			
				旅費	その他経費		
共同研究	5 件	2 年 (平成 31 年 4 月 1 日から開始される こと)	各年度あたり 200 万円以 内。かつ、総 額は 400 万円 以内。	外国旅費(航空 運賃、日当、宿 泊料)、国内旅 費	その他交流 経費	—	自然科学

- ① The Royal Society の支給額は、1 件・全研究期間(2 年)で総額 12,000 ポンド以内。
- ② 同一の研究課題を共同支援することを目的としていますが、やむを得ず同一研究課題の支援に至らない場合、採用予定件数の範囲内で片側からのみ支援を行うことがあります。そのため、申請者は英国側のみもしくは日本側のみが支援を受ける可能性があることをあらかじめ了承のうえ申請してください。
- ③ 英国側研究者より The Royal Society に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。The Royal Society での申請締切は平成 30 年 10 月 2 日であり、日本側申請締切日と異なりますのでご注意ください。英国側の提出書類の詳細については、英国側研究者から下記連絡先へ問い合わせてください。
- ④ 英国側の共同研究実施期間は 2 年間で、平成 30 年 3 月 31 日までに開始されることとなります。

<The Royal Society 担当部局の連絡先等>

英国王立協会  
 The Royal Society  
 Ms. Nadine Wood  
 Tel: +44 (0)20 7451 2532  
 Email: international.exchanges@royalsociety.org  
 Details of the scheme through which the UK partner must submit the proposal can be found at  
<https://royalsociety.org/grants-schemes-awards/grants/international-exchanges/>

## B オープンパートナーシップ枠

種別	採用 予定 件数	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			募集 分野
				我が国の研究者に係る経費		相手国研究 者に係る経費	
				旅費	その他経費		
共同研究	60 件	1年以上2年以内 (平成31年4月1 日から平成32年3 月31日までの間に 開始されること)	各年度200万 円以内。かつ、 総額は採用期 間が1年間の 場合は200万 円以内、2年間 の場合は400 万円以内。	外国旅費 (航空運賃、 日当、宿泊 料)、国内旅 費	その他交流 経費	—	人文 学、社 会科学 から自 然科学 まです べての 分野
日本開催 セミナー		1週間以内 (平成31年4月1 日から平成32年3 月31日までの間に 開催されること)	経費総額は 200万円以内。	国内旅費	開催経費	—	
相手国 開催セミ ナー				外国旅費 (航空運賃、 日当、宿泊 料)、国内旅 費	日本国内に おける準備 会、整理会 等に係る開 催経費	—	

- ① 相手国参加者は、相手国に所在する学術研究機関に所属する研究者(大学院生含む)とします。
- ② 本会は、相手国研究者に係る経費を負担しないため、相手国研究者が、自らの交流経費を相手国の学術振興機関等から得ることを奨励しています。この経費の支出元となる機関や事業に指定はありません。

二国間交流事業:共同研究・セミナー 経費の取り扱いについて

独立行政法人日本学術振興会 研究協力第二課

【1】 事業の実施方法

二国間交流事業における研究課題の実施に要する業務については、共同研究／セミナー代表者の所属機関に対して、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が業務委託する方法により実施されます。

研究課題の実施に要する業務を委託する場合は、振興会と受託機関との間で、業務の実施に係る契約(業務委託契約)を締結します。

業務委託契約により支払われた委託費は、日本側参加者に使用する経費です。本事業の交流実施においては、交流相手との経費相互負担を前提としておりますので、相手国側参加者の来日に要する経費(航空券、滞在費等)及び、相手国参加者が自国において必要とする経費(共同研究に必要な消耗品購入、セミナー開催経費、セミナー参加旅費<来日に要する旅費を含む>等)は、原則として相手国側の負担とします。ただし、募集要項「15. 国別の注意事項」に相手国側参加者の経費負担について言及がある場合はこの限りではありません。

なお、振興会の一般事業は、運営費交付金により運営されております。

【2】 委託費の使途

(1) 実施形態毎の委託費の構成、内容、主な使途

原則として、募集要項「5. 本会支給経費」に記載のとおりですが、その他摘要費目については、【表1】及び「※次のものには使用できません。」を参照してください。

【表1】その他適用費目

経費区分	共同研究	セミナー（相手国開催）	セミナー（日本開催）
消耗品費*1	消耗品の購入に要する経費 ※相手国側開催セミナーの場合、相手国において使用するものは日本側経費では負担できません。		
謝金	資料の作成・整理、研究・セミナー開催の補助等短期的な補助作業を行うものに対する謝金 ※謝金を支払う者に対して旅費を支給する場合は、受託機関の規程にしたがった区分において支出してください。 ※算出方法、手続等は、受託機関が定める規程等に基づき、社会通念上、妥当と思われる額の設定を心がけてください。		
その他経費	通信運搬費	国際電話・ファックス料金、研究資材の運搬費、車両借り上げ料等	
	会議費*2	日本国内で開催する準備会、整理会（各1回以内）に係る会議室及び会議に係る器具備品の借料、茶菓代、必要最低限の食事代*3（交際・接待費、懇親会費にあたる食事は不可） ※日本国内で開催する会議に限る	本会合、準備会（2回以内）、整理会（1回以内）に係る会議室及び会議に係る器具備品の借料、茶菓代、必要最低限の食事代*3（交際・接待費、懇親会費にあたる食事は不可）、業者委託費等
	印刷製本費	成果刊行物等の印刷製本に要する経費	サーキュラー、プログラム、アブストラクト、成果刊行物等の印刷製本に要する経費
	雑役務費等	コピー代、業者委託による通訳・翻訳料、銀行振込手数料等の経費、学会参加費（本共同研究による成果を発表する場合、日本側参加者のみ支給可）、論文投稿料等	コピー代、業者委託による通訳・翻訳料、銀行振込手数料等の経費 ※相手国開催セミナーの場合、相手国において使用するものを日本側経費で負担することはできません。
	レセプション経費*2 エクスカージョン経費	総額 20 万円以内 総額 20 万円以内（バス借り上げ代、訪問先の見学料等）	

\*1 実施期間終了間際の消耗品の購入等、本事業の遂行を目的としているか疑義がある場合、委託費による支出を承認できない場合があります。

\*2 食事代は旅費との二重払いが発生しないように留意し、旅費の減額等厳密に行ってください。

\*3 会議に伴う食事を支給する必要が生じた場合、各機関の会議費に係る規程に基づき執行してください。規程による定めが無い場合、1食 2,500 円を上限とすることを目安とします。

**※次のものには委託費は使用できません。**

- ① 設備・備品の購入(備品の定義は受託機関の規程による、規程による定めが無い場合、耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上のものとする。)
- ② 本来受託機関にて備えるべきもの(PC、タブレット端末、什器、プリンター等)については本事業での必要性を明示のうえ実施計画書(様式1)へ記載が無い限り不可
- ③ 受託機関において資産管理される書籍(電子書籍を含む)、及び金券の購入(切手を購入した場合は、受払簿を管理し、年度内に使用すること)
- ④ 上記「④謝金」での
  - a) 継続的な雇用とみなされるような支出
  - b) 当該共同研究・セミナーの日本側及び相手国側参加者に対する支出
- ⑤ 印刷製本費での
  - a) 販売を目的とした印刷製本
  - b) 相手国開催セミナーの本会合に係る印刷製本
- ⑥ 会議費でのアルコール飲料代及び交際・接待費、懇親会費にあたる食事
- ⑦ 学会参加費での懇親会費の支出(学会参加費に懇親会費が含まれている場合、内訳がわかる場合は、懇親会費を除いてください。内訳が不明な場合は、受託機関の取り決めに従って懇親会費相当分を除いてください)
- ⑧ 自己都合(受託機関の都合による場合を含む)による旅費や会場借料等のキャンセル料(なお、自己都合に該当するか否かについては受託機関の取り決めに従ってください)
- ⑨ 事業と直接的な関係が認められないもの

(2) 消費税

委託費配分額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

本表は、甲欄の事業について研究代表者等になっている者が、乙欄の国際交流事業に応募する場合の重複制限を示したものです。

- 双方の事業において重複して研究代表者となることが可能
- △双方の事業において同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可
- ×双方の事業において重複して研究代表者となることは不可

乙欄	(共同研究、セミナー)	国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム)	欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(ORAプログラム)	スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs)	ドイツとの国際共同研究プログラム(JRPSILEADwithDFG)	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業	若手研究者ワークショップ(ブラジル)
甲欄									
二国間交流事業 (共同研究、セミナー)	△	△	△	△	△	×	×	×	△
国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム)	△	—	×	×	×	×	×	×	○
欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(ORAプログラム)	△	×	—	×	×	×	×	×	○
スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs)	△	×	×	—	×	×	×	×	○
日独共同大学院プログラム	×	×	×	×	×	—	×	×	×
研究拠点形成事業	×	×	×	×	×	×	—	×	×
日中韓フォーサイト事業	×	×	×	×	×	×	×	—	×
国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業	×	×	×	×	×	×	×	×	×
若手研究者ワークショップ(ブラジル)	△	○	○	○	○	×	×	×	—

## 研究資金の適正な使用等について

2018年1月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

独立行政法人日本学術振興会(以下、「振興会」という。)の国際交流に関する各種公募事業に申請するに際しては、以下の事項にご留意ください。

### (1) 不合理な重複・過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、研究資金の不合理な重複・過度の集中について以下のように取り扱います。

#### ① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」とする。)を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### (2) 研究資金の不正使用等に対する措置

「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年12月6日規程第19号。以下、「規程」という。)に基づき、研究資金の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業において、交付した研究資金(※1)の不正使用等(※2)を行った研究者等(※3)については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「研究資金」とは、振興会が交付するすべての競争的資金、研究奨励金及び委託費等をいう。

※2 ここでの「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他

不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。(同規程第 2 条)

※3 不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第 15 条)

- ・不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反して使用を行った研究者。

- ① 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。
- ② 措置の対象者が研究代表者(コーディネーター、主担当研究者等)として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者(コーディネーター、主担当研究者等)となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管する全ての研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が執られた年度の翌年度以降、別表に定める期間交付しないものとする。

なお、決定した措置について、振興会は文部科学省を通じ、同省及び同省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供を行います。特定不正行為により上記措置の対象となった場合は、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度においても、申請及び参加が制限される場合があります。

また、振興会は、以下の(1)～(3)において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しません。

- (1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金
- (2) 前号に該当するものを除く「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定、以下「研究活動のガイドライン」という。)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)(平成 26 年 2 月 18 日改正)対象制度
- (3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

### (3) 措置の報告、公表

振興会は、不正使用等に対して決定した措置について、文部科学省に速やかに報告します。

また、振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表します。



別表(第16条第1項第3号不正使用等関係)

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間	
I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
II 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III 偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年	
IV 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

(1) 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。

(2) 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。

平成30年度中に公募予定のある国際交流事業一覧

(参考)

(※平成30年6月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施) 期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を促進させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究:100~250万円以内/年度 セミナー:120~250万円以内(対応機関により異なる)	共同研究:1~3年 セミナー:1週間以内(対応機関により異なる)	全地域	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者
	特定国派遣研究者事業 (人物交流課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等(派遣国、対応機関による)	6~24カ月(派遣国、対応機関による)	フィンランド、ノルウェー	原則、全分野	9月	研究者
	国際共同研究事業 国際共同研究教育パートナーシッププログラム(JRPs-PIRE) (国際企画課)	一国のみでは解決が困難な課題に対して、日本と米国の協力により資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実を図るための国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	5年	米国	全分野	未定	研究者
	国際共同研究事業 欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(JRPs-ORA) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者が欧州4か国(フランス、ドイツ、英国、オランダ)の研究者と協力して行う社会科学分野における多国間国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	2~3年	フランス、ドイツ、英国、オランダ	社会科学	未定	研究者
	国際共同研究事業 スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者がスイスの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	スイス	数物系科学、化学、工学、農学	予備申請6月、本申請11月	研究者
	国際共同研究事業 ドイツとの国際共同研究プログラム(JRPs-LEAD with DFG) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者がドイツの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	ドイツ	募集回ごとの分野	6月	研究者
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月(予定)	所属機関または部局長
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/年度	5年(再申請は4年)	ドイツ	全分野	10月	所属機関または部局長
	研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,800万円以内/年度	5年	全地域	全分野	10月	所属機関または部局長
		B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	800万円以内/年度	3年	アジア・アフリカ	全分野	10月	
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	4日間	ドイツ・米国と共催(開催地:日本)	社会科学・自然科学の全分野	12月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)	我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者
	HOPEミーティング~ノーベル賞受賞者との5日間~ (研究協力第一課)	アジア太平洋アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア太平洋アフリカ地域	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者
外国人研究者の招へい事業	外国人特別研究員(一般) (人物交流課)	博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対し、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
	外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課)	博士号取得前後の優秀な欧米諸国の若手研究者に対し、比較的短期間、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月6月10月1月	受入研究者
	外国人招へい研究者 長期(人物交流課)	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を比較的長期間招へいし、我が国の研究者と共同研究を行う機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
	外国人招へい研究者 短期(人物交流課)	中堅以上(教授級)の優れた研究業績を有する諸外国の研究者を短期間招へいし、我が国の研究者との討議・意見交換や講演等を通じて関係分野の研究の発展に寄与することを目的とした事業	渡航費(往復航空券)、滞在費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
	外国人招へい研究者 短期S(人物交流課)	ノーベル賞級の特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現在も指導的立場にある諸外国の研究者を我が国に招へいし、受入機関全体の研究活動への助言・協力及び関連するその他の学術研究機関における講演会等を行う機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費等	7日以上30日以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
	論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内/年度	3年以内	アジア・アフリカ諸国等	全分野	8月	日本側研究指導者